**【主要課題】**

**①　障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供**

* 障害者が安心して外出できるようにするためには、公共の建物のスロープ、手すり、エレベーター等の整備や、車椅子使用者等対応トイレの充実などのほか、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら、総合的な福祉のまちづくりの取組を継続することが重要です。
* 障害者が外出しやすい環境づくりを実現するためには、公共施設のバリアフリー化や福祉のまちづくりに対する障害者からの要望・意見を全庁的に共有し、具体的な施策、施設整備に反映させる必要があります。

**②　公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善**

* スロープ、手すり、エレベーター等の整備、車椅子使用者用等対応トイレの充実など、障害者が使いやすいよう、公共施設を計画的に整備・改善することが必要です。
* 公共施設整備の際は、設計段階から障害者の意見を十分に聞くことが重要です。

**③　民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導**

* 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）、同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」※（以下「基本方針」という。）、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導に努めるとともに、事業者による心のバリアフリーの取組を促進する必要があります。

※高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は利用上の利便性及び安全性を向上することの促進に関する基本方針

* 低床車両の導入や、駅へのエレベーター設置の促進など、交通弱者の安全性や快適性に配慮した公共交通機関や交通施設の整備・充実が望まれています。

**④　安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備**

* 自転車や看板など通行の妨げになる物を整理・撤去することにより、安全で快適な歩行空間の確保が望まれています。
* 道路の段差の解消、誘導ブロック等の適切な整備等による、道路のバリアフリー化の推進が重要です。

**【施策の方向性】**

第２編　各論　　２　安全・安心な生活環境整備の推進

**①　障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供**

* 市内の繁華街や駅周辺などのバリアフリーマップの公開等、市民への情報提供に努めるとともに、その充実を図ります。
* 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入促進等、福祉のまちづくりに対する市民からの要望・意見を全庁的に共有するとともに、具体的な施策への反映に努めます。
* 事業者等が、自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについて検討するなど、事業者等による障害者が外出しやすい環境づくりを促進します。

第２編　各論　　２　安全・安心な生活環境整備の推進

**②　公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善**

* 公共施設のスロープ、手すり、エレベーター等の整備、車椅子使用者用等対応トイレの充実等について、計画的な整備・改善に努めます。
* 公共施設整備の際における、設計段階からの障害者の意見聴取及び反映に努めます。

**③　民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導**

* バリアフリー法の内容を踏まえ、同法や同法に基づく基本方針、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導、事業者による心のバリアフリーについての取組の促進に努めます。
* 低床車両の導入や駅へのエレベーター設置の促進など、公共交通機関や交通施設の整備・充実を促進します。

**④　安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備**

* 放置自転車の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保や歩行者優先の空間整備を推進します。
* 歩道の幅や段差、勾配の改善や誘導ブロックの適切な整備などにより、道路のバリアフリー化を推進します。

**【主な事業・取組】**

**①　障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 福祉のまちづくりの要望等についての情報の活用 | 福祉のまちづくりに関する要望等を把握し、関係機関と連携して、随時適切に対処し施策に反映 |
| 市内施設のバリアフリーマップの情報提供及び充実 | 市内中心部や広島駅周辺等の公共施設や民間施設におけるバリアフリー設備の整備状況についての情報を取りまとめ、マップ形式により本市ホームページで公開し、市民への情報提供を実施 |
| 「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」の啓発 | 障害者等の対象者に利用証を交付し、対象者が安心して駐車できる環境づくりや車椅子使用者等用駐車区画の適正利用を促進 |
| 《拡》 事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施　〈再掲〉 | バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討。また、誰もがサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を公表する「みんなのお店ひろしま」宣言事業を実施 |

**②　公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善**

第２編　各論　　２　安全・安心な生活環境整備の推進

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 公共施設福祉環境整備事業 | 「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、本市における新規及び既存の公共建築物、公園等のバリアフリー化（スロープや車椅子使用者用等対応トイレ等の設置ほか）、整備・改善（段差の解消、トイレの改修ほか）を推進 |
| 公共施設整備への設計段階からの障害者の参加 | 障害者等の利用が多い施設等において、その設計段階から障害者が参加し、障害者や高齢者などを含めた全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう整備を推進 |

**③　民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 建築確認申請時の事前協議やバリアフリー法等による整備誘導 | 「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく基準への適合率の向上に向けた事前協議や、「バリアフリー法」に基づく認定等を実施 |
| 《拡》 事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討と実施 | バリアフリー法の対象とならない小規模な事業所や施設等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた自主的なバリアフリー化の取組が進められる仕組みについて検討。また、誰もがサービスを利用しやすいよう、環境の整備等に取り組む事業者を公表する「みんなのお店ひろしま」宣言事業を実施 |
| 《拡》 交通施設バリアフリー化設備整備費補助 | 国と協調して、利用者等一定の要件を満たす交通施設のバリアフリー化設備整備に要する費用の一部を支援 |
| 低床路面電車車両購入費補助 | 国等と協調して、事業者による低床路面電車の購入費の一部を支援 |
| 低床低公害バス車両購入費補助 | 国等と協調して、事業者による低床低公害バスの購入費の一部を支援 |
| 《新》 「心のバリアフリー」の推進に係る広報・啓発 | 国や地域等と連携した「心のバリアフリー」に係る広報・啓発の実施 |

**④　安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 道路・街路事業、福祉環境整備事業〔道路〕（歩道の拡幅・段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等） | 歩道の新設、電線共同溝の整備、既設歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を実施 |
| 放置自転車等の撤去、駐輪指導等 | 主に繁華街やＪＲ駅周辺等の放置規制区域内において放置自転車等の撤去や駐輪指導等を実施 |

【**主要課題】**

第２編　各論　　２　安全・安心な生活環境整備の推進

**①　障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等**

* 障害者が安心して暮らせるようにするためには、障害の特性や障害者のニーズに配慮した住まいが必要であり、市営住宅についてもバリアフリー化が求められています。
* 障害者の市営住宅への入居を優遇する仕組みの充実が求められています。

**②　住宅改造等の支援**

* 障害者が安心して住み慣れた住まいで暮らせるようにするためには、住宅のバリアフリー化のための支援の充実が重要です。

**③　民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実**

* 障害者が安心して暮らせる住まいを確保するためには、住まいに関する相談や紹介を行う相談窓口の設置など、障害者の民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実などが求められています。
* 民間住宅の賃貸借における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの解消に向けた取組の充実が求められています。

**④　グループホーム等の整備促進**

* 障害者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、障害者の様々なニーズに対応し、必要な時にすぐ支援を受けることのできるグループホーム等を整備することが重要です。

**【施策の方向性】**

**①　障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等**

* 個々の障害の特性や多様なニーズに配慮した、市営住宅の整備や改善を行います。
* 障害者の市営住宅への入居を優遇する仕組みについて、引き続き適切な運用と充実に努めます。

**②　住宅改造等の支援**

* 住宅を障害者の生活や家族の介護に配慮したものに改造等を行う際に、費用を補助するなどの支援に努めます。

**③　民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実**

* 関係団体と連携し、民間賃貸住宅への入居等についての相談支援の充実や、相談窓口の拡大等に努めます。
* 障害を理由として、正当な理由なく賃貸借契約を拒否する等の差別的取扱いが起こらないよう、関係機関等へ障害者差別解消法の周知や啓発に努めます。

**④　グループホーム等の整備促進**

* 市が保有する未利用地の貸付や市営住宅の空き室等の活用など、引き続きグループホーム等のニーズを踏まえた整備促進に努めます。

第２編　各論　　２　安全・安心な生活環境整備の推進

**【主な事業・取組】**

**①　障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 市営住宅の建替等整備事業におけるバリアフリー化、高齢者等対応改善事業 | バリアフリー化に配慮して整備、既存住宅の改善等を実施 |
| 市営住宅の入居に関する障害者の優遇措置 | 市営住宅の入居について、障害者の当選率を高めるよう優遇措置を実施 |

**②　住宅改造等の支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 障害者住宅改造費補助 | 障害者の日常生活の利便性を図るため、バリアフリー化等の住宅改造に対する助成（上限８０万円）を実施 |
| 住宅の改造等に関する相談支援（地域リハビリテーション事業） | 身体障害者更生相談所の職員が車椅子の判定等で訪問した際、必要に応じて住宅の改造等に関する相談支援を実施 |

**③　民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 住宅相談事業 | 弁護士による住宅に関する法律相談、建築士による住宅リフォームや耐震化などに関する相談を実施 |
| 地域移行支援、地域定着支援 | 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談や、措置入院者の退院後の継続した支援（地域移行支援）を実施するとともに、一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援（地域定着支援）を実施 |
| 《新》 広島市居住支援協議会の運営 | 障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進。また、これらの住宅への円滑な入居のため、セーフティネット登録住宅、居住支援サービス及び居住支援法人（住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供や見守りなどの生活支援等を実施する団体）などの情報を住宅確保要配慮者に提供 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 《拡》 障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組　〈再掲〉 | 障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施 |

**④　グループホーム等の整備促進**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| グループホーム等の開設等への支援 | 民間によるグループホーム等の開設等について、市有未利用地等の貸付けや国庫補助を利用した施設整備費に対する助成等を実施 |
| 市営住宅の空き室のグループホーム等への活用 | 市営住宅の空き室情報の提供等を実施 |

第２編　各論　　２　安全・安心な生活環境整備の推進

**【主要課題】**

第２編　各論　　２　安全・安心な生活環境整備の推進

**①　地域ぐるみの防災・防犯体制の整備**

* 障害者を災害や犯罪から守るためには、障害の特性に配慮した支援体制を構築すること等により、未然の被害防止策を充実することが重要です。
* 障害の特性や障害者のニーズに応じた災害等の非常時の連絡通報や避難の体制を整備することと、その周知を促進していくことが不可欠です。

**②　障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実**

* 災害時のコミュニケーション手段の確保など、障害の特性や障害者のニーズに配慮した災害時支援体制の充実が求められています。
* 障害者が安心して過ごせる避難場所の確保や、福祉避難所の充実が求められています。

**【施策の方向性】**

**①　地域ぐるみの防災・防犯体制の整備**

* 災害時に自力での避難が困難である障害者等の避難行動要支援者について、地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援します。
* ＩＣＴの活用など障害の特性や障害者のニーズに応じた防災情報の提供や、非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。
* 障害者が犯罪の被害にあうのを防ぐため、障害者支援施設等への防犯カメラの設置を促進します。

**②　障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実**

* 障害の特性に応じた情報提供や、精神面や医療の支援も含めた災害時支援体制の充実に努めます。
* 避難場所等において障害者が安心して過ごせるよう、支援策の充実に努めます。
* 車椅子使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケアなどの福祉的配慮が整った福祉避難所の充実に努めます。

**【主な事業・取組】**

第２編　各論　　２　安全・安心な生活環境整備の推進

**①　地域ぐるみの防災・防犯体制の整備**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 自主防災組織の育成指導 | 災害時における地域の防災力の向上を図るため、地域の防災リーダーを育成するとともに、避難行動要支援者等の視点を踏まえながら、わがまち防災マップ等を活用しつつ、災害時を想定した実践的な訓練の実施を支援。また、自主防災組織と社会福祉施設等との協力体制が確立されるよう働き掛けを実施 |
| 《拡》 避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援 | ・　災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者（高齢者や障害者等）の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成・　同意者リストを地域で避難支援に携わる避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、基幹相談支援センター等）に提供し、平時の見守り活動等に活用・　避難支援等関係者や福祉専門職等と連携・協力して、避難行動要支援者ごとに避難支援者や具体的な避難方法等を記載した個別避難計画の作成及び計画の実効性を高めるための訓練を推進・　土砂災害警戒区域等に居住する避難行動支援者世帯のうち、希望世帯に防災情報電話通知サービスの提供や防災行政無線屋内受信機を設置 |
| 防災情報メール配信システム | 避難指示等の緊急かつ重要な防災情報や防犯情報等を、事前に登録している携帯電話等に電子メールで配信 |
| 聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業 | 事前にファクス番号を登録している聴覚障害者に対して、災害時の避難情報を送信 |
| 聴覚障害者等１１９番通報手段の確保 | ファクス、電子メール、インターネットによる１１９番通報手段を確保 |
| 民間障害者（児）福祉施設整備補助事業　〈再掲〉 | 民間による福祉サービス事業所等の基盤整備や防犯対策を強化するための整備に対して補助 |

**②　障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 災害ボランティアの円滑な活動のための環境整備 | 市民活動団体等と本市で構成する「広島市災害ボランティア活動連絡調整会議」による活動の充実 |
| 《新》 災害時における障害特性に応じた情報保障・意思疎通支援等の検討 | 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報保障・意思疎通支援等の検討 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主な事業・取組 | 事業・取組の概要 |
| 手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員派遣事業 | 消防隊の災害活動現場において、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者との円滑な意思疎通を図るうえで支障がある場合に、意思伝達の手段として、手話通訳者又は要約筆記者・奉仕員の派遣を実施 |
| 《拡》 福祉避難所の設置 | 災害が発生し、指定避難所での生活が長期化する場合、福祉的配慮が必要な障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、車椅子使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケア体制などが整った福祉避難所の設置を推進。また、災害時に円滑な福祉避難所の設置ができるよう、福祉避難所の開設訓練を実施 |
| 医療救護班の編成、必要な医薬品等の備蓄 | 広島市地域防災計画に基づき、災害時に迅速に対応できるよう医療救護班編成機関との連携を強化 |
| 大規模災害発生時のメンタルヘルス対策 | 被災者等に対し精神保健福祉センター及び各区保健センターが面接や電話によるメンタルヘルス相談を実施被災者に関わる機会のある関係者を対象に、災害時のメンタルヘルスに関する知識の習得と対応力の向上を目的とした研修会を開催 |
| 障害者基本法改正に対応した取組の検討（防災及び防犯についての施策推進） | 障害者基本法を踏まえ、災害時に障害の特性に応じた対応ができるよう、障害者支援の在り方などの検討を行い、必要な取組を実施 |
| 建築物等の所有者等に対する指導 | 新築時に、障害者等に有効な消防用設備等や器具等の導入を図るよう、働き掛けを実施 |
| 消防通信指令管制システムにおける避難行動要支援者情報の活用 | 福祉関係部局提供の避難行動要支援者情報等を消防通信指令管制システムの地図に表示するなど情報を活用 |
| 《新》 要配慮者利用施設における防災対策の推進 | 土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄などを定める避難確保計画の策定状況やそれに基づく避難訓練の実施状況を調査し、必要に応じて助言・指導などを行うことで、要配慮者利用施設における防災対策を推進 |
| 《新》 指定緊急避難場所の機能強化 | 障害者等の避難者がより安心して指定緊急避難場所に滞在できるように、車椅子対応型の組立式仮設トイレなどの避難環境を充実させるための資機材を配備 |

第２編　各論　　２　安全・安心な生活環境整備の推進